

工事における現場環境改善費試行要領

1 目的

本試行要領は、森林環境部所管工事において、公共事業の円滑な執行を図るべく、工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算および実施に資することを目的とする。

2 対象となる現場環境改善費の実施項目

別表のとおり。

3 適用の範囲（対象工事）

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として森林環境部が発注するすべての屋外土木工事（委託（工事）を含む）を対象とする。ただし、現場環境改善の実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

4 実施方針

- （１）発注者は、特記仕様書で対象工事であること及び標準的な実施内容を明示するものとする。
- （２）本試行要領においては、対象工事について受注者が現場環境改善費の適用を選択できる「受注者希望型」で実施するものとする。ただし、その内容は現場労働者の作業環境改善を目的とした内容を基本対象とし、その他の内容については、一般交通の用に供する道路や、周辺住民又は一般利用者への配慮が必要な場所で実施される工事において、現場環境改善効果が期待できる場合に限り、受発注者間の協議により対象とする。
- （３）受注者が本要領に基づき現場環境改善を実施する場合、実施する内容は、〔別表〕率計上分の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）の全てにおいて１内容ずつ（ただし、いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を原則実施するものとする。ただし、選択にあたっては地域の状況・工事内容等により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良いものとする。
- （４）〔別表〕積上げ計上分の「熱中症対策・防寒対策」については、（３）を実施しない場合においても単独で実施できるものとする。
- （５）受注者は、上記に基づき選択した内容について、具体的な実施内容及び実施期間等（積上げ計上分として実施するものにあつては概算費用）を事前に監督員と協議のうえ決定するものとし、協議により決定した実施内容は施工計画書に記載することとする。

(6)(5)により決定した内容は、実施後に実施状況がわかる写真等（積上げ計上分として実施したものにあっては見積書等）を監督員に提出するものとする。

5 積算方法

「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」における「5森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」の積算方法に基づき行う。

(1) 基本的な考え方

現場環境改善に要する費用は、受注者から実施についての協議があり、その内容に効果が期待できると認められるものについて、費用を設計変更により計上するものとする。

6 工事成績評価の取扱い

本要領に基づき実施した内容については、工事成績評価の加点対象としない。また、現場環境改善の実施が困難になった場合、これを理由とした工事成績評価減点は行わない。

7 その他

本要領に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により定める。

附則

本要領は令和7年12月1日から適用する。

[別表]

《率計上分》	
計上費目	実施する内容
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化（女性用更衣室を含む） 労働宿舍の快適化 デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 現場休憩所の快適化 健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板（各工事の PR 看板含む） 見学会等の開催（イベント等の実施を含む） 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 社会貢献
《積上げ計上分》	
・熱中症対策・防寒対策に関する費用 ・率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用	